

豊中市立上野小学校建替え工事設計委託事業者  
公募型プロポーザル  
実施要領

令和7年2月  
豊中市

## 目次

1. 業務の主旨	1
2. 業務の概要	1
(1) 業務名	1
(2) 募集方式	1
(3) 事業範囲	1
(4) 履行期間	1
(5) 業務限度額	1
(6) 事務局	1
3. 応募資格	2
4. 事業者の募集及び選定手続き等	3
(1) 本公募型プロポーザルのスケジュール	3
(2) 質疑及び回答	3
(3) 応募書類の提出	3
(4) 一次審査（書類審査）	4
(5) 提案書類の提出	4
(6) 二次審査（提案書類のプレゼンテーション・ヒアリング）	4
(7) 応募に関する留意事項	4
(8) 契約に関する事項	5
5. その他	6

## 1. 業務の主旨

令和3年3月策定の「豊中市学校施設長寿命化計画」に基づき、上野小学校の建替えの設計業務をおこなうもの。本業務は、品質の確保、コスト縮減及び工期短縮等を勘案した小学校建替え工事の設計業務を発注するものであり、その履行には幅広い高度な専門知識、技術力、創造性及び経験能力を要するものであることから、価格だけでなく経験や技術力等を総合的に評価して事業者を選定する、公募型プロポーザル方式を採用する。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務名

豊中市立上野小学校建替え工事設計委託

### (2) 募集方式

公募型プロポーザル方式

### (3) 業務範囲

- ・基本設計、実施設計、既存施設の解体設計及び積算業務（全体設計）
- ・設計業務に係る各種申請業務
- ・基本設計、実施設計業務等にかかる各種説明会、各会議、ワークショップの支援業務
- ・その他、特記仕様書による業務

### (4) 履行期間

契約締結日から令和10年(2028年)3月31日

### (5) 業務委託限度額

計314,160千円（消費税込）

令和7年度(2025年度)支払い限度額 104,650千円（消費税込）

令和8年度(2026年度)支払い限度額 0円（消費税込）

令和9年度(2027年度)支払い限度額 209,510千円（消費税込）

### (6) 事務局

豊中市教育委員会事務局学校施設管理課

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市役所第一庁舎6階

電話：06-6858-3247 FAX：06-6845-6778

E-mail：kyochosei@city.toyonaka.osaka.jp

### 3. 応募資格

本案件への応募資格については、次に定めるとおりとします。ただし、応募申込後、本資格を満たさなくなった場合は、応募資格を有しないものとし、応募は無効とします。

#### (1) 応募資格要件

- (ア)本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (イ)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (ウ)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (エ)本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (オ)消費者との間で（本市在住の消費者に限る。）係争案件がないこと。
- (カ)役員に、次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。
  - ①破産者で復権を得ない者
  - ②禁固刑以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は、執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (キ)最近2年間の公租公課を滞納していないこと。
- (ク)労働関連法令に違反し官公署から摘発、又は、勧告等を受けていないこと。
- (ケ)本業務に係る事業者選定にあたり学識経験者等で構成される「豊中市公民連携手法による公共施設整備等事業者選定委員会」（以下、「事業者選定委員会」という。）による委員と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (コ)私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (サ)建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (シ)本業務の業務責任者は設計事務所と応募申込書の受付日から起算して過去3か月以上の直接かつ恒常的な雇用関係があること。
- (ス)本業務の設計管理技術者（設計業務の技術上の管理等を行う者をいう）となる者が、一級建築士の資格を有し、設計事務所と応募申込書の受付日から起算して過去3か月以上の直接かつ恒常的な雇用関係があること。
- (セ)平成26年(2014年)4月1日以降現在まで、設計完了した小学校の新築または増・改築に係る校舎延べ面積3,000㎡以上の設計業務実績（基本設計又は実施設計）を有すること。
- (ソ)令和7年2月13日時点において豊中市測量及び建設コンサルタント業務の建築一般の認定を受け、豊中市建設工事等入札参加者審査点数算定要領（平成10年7月14日制定）の規定による豊中市測量及び建設コンサルタント業務入札参加資格の建築一般の審査点数が240点以上であること。

#### 4. 事業者の募集及び選定手続き等

##### (1) 本公募型プロポーザルのスケジュール

実施要領等の公表（募集期間2か月） <a href="http://www.city.toyonaka.osaka.jp/jigyosyo/proposal">http://www.city.toyonaka.osaka.jp/jigyosyo/proposal</a>	令和7年 2月13日（木）
一次審査質問書の受付締切	令和7年 3月3日（月） 午後1時まで
一次審査質問書の回答公表	令和7年 3月17日（月）
応募書類の提出期限	令和7年 4月11日（金） 午後5時まで
一次審査結果の通知	令和7年 5月23日（金）
二次審査質問書の受付締切	令和7年 6月13日（金） 午後1時まで
二次審査質問書の回答公表	令和7年 6月27日（金）
技術提案書及び見積書の提出締切	令和7年 8月1日（金） 午後5時まで
技術提案書に対する プレゼンテーションとヒアリング	令和7年 10月中旬
優先交渉権者決定公表（優先交渉権者の決定）	令和7年 10月下旬

※日程に変更がある場合は豊中市ホームページに掲載します。

##### (2) 質疑及び回答

###### (ア) 質疑の資格

応募希望者とします。

###### (イ) 質疑の方法等

「質問書（様式第8号）」に質問の要旨を簡潔に記入の上、電子メールにて事務局（本実施要領の、2（6））に送付してください。提出後は、必ず電話にて受信確認を行ってください。

###### (ウ) 質疑受付期間

一次審査：令和7年(2025年) 3月 3日(月) 午後1時まで

二次審査：令和7年(2025年) 6月13日(金) 午後1時まで

###### (エ) 回答

質疑に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、一次審査に関する回答を令和7年(2025年)3月17日(月)、二次審査に関する回答を令和7年(2025年)6月27日(金)に事務局のホームページに掲載します。

なお、質疑の回答は、本実施要領と同様の効力を有するものとします。

##### (3) 応募書類の提出

本業務の応募者は応募書類作成要領等に基づき、応募書類を提出してください。

###### (ア) 提出期限

令和7年(2025年)4月11日(金)午後5時まで。受付期間は月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで（祝日を除く）。

(イ) 提出方法

提出期間内に事務局に持参し、提出してください（郵送は不可）。

(4) 一次審査（書類審査）

市は、提出された応募書類を豊中市立上野小学校建替え工事設計委託事業者公募型プロポーザル審査基準に基づき審査し、二次審査への応募を求める者を選定します。なお、4者以上応募があった場合は、3者を選定します。

(ア) 一次審査結果の通知

一次審査結果は、令和7年5月23日（金）にそれぞれ通知します。なお、応募資格があると認められた者であっても、市に提出した書類等に虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該結果を取り消すことがあります。

(5) 提案書類の提出

本業務の応募者は提案書類作成要領に基づき、提案書類を提出してください。

(ア) 提出期限

令和7年(2025年)8月1日(金)午後5時まで。受付期間は月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで（祝日を除く）。

(イ) 提出方法

提出期間内に事務局に持参し、提出してください（郵送は不可）。

(6) 二次審査（提案書類のプレゼンテーション・ヒアリング）

提案内容の説明、及び提案書類の内容等に関する質疑応答を行う場として、以下のとおり二次審査を実施します。

(ア) 二次審査実施日

令和7年(2025年)10月中旬 ※開始時間等の詳細は別途通知します

(イ) プレゼンテーション・ヒアリングの実施方法

時 間：1者につき約40分（説明20分・質疑20分）

出席者：1者につき業務責任者を含む5名まで

内 容：提案内容、提案書類等についての説明及び事業者選定委員会の委員による質疑

(ウ) 審査結果の通知

豊中市立上野小学校建替え工事設計委託事業者公募型プロポーザル審査基準に基づき審査の上、優先交渉権者1者、次点候補者1者を選定し、参加者に通知します。

なお、審査に対する一切の異議の申立ては認めません。

(7) 応募に関する留意事項

(ア) 失格事項

提案書類が、次に掲げる条項の一つに該当する場合は失格となる場合があります。

- ① 本案件期間中に、上記3. 応募資格で規定する応募資格要件に抵触するに至ったとき。
- ② 提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ③ 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき

- ④ プレゼンテーション審査に欠席したとき
- ⑤ 複数の提案をしたとき
- ⑥ 提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ⑦ 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ⑧ 法令並びに本市の関係条例及び規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ⑨ 審査の公平性を害する行為があったとき
- ⑩ 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、事業者選定委員会が失格と認めたとき

(イ) 費用負担

応募に関して必要な費用は、すべて参加者の負担とします。

(ウ) 使用する言語、通貨単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。

(エ) 著作権

提案書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市が本業務において公表等を必要と認める場合は、市は、事前に応募者と協議の上で、提案書類の全部又は一部を使用できるものとします。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとします。

(オ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うこととします。

(カ) その他

本業務の事業者選定にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知します。

(8) 契約に関する事項

(ア) 契約に関する協議

市は、提案書類及びヒアリング内容に基づき、優先交渉権者と契約に関する協議を行います。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合には、次点候補者と協議を行いません。

(イ) 契約保証金

契約締結までに、契約金額の100分の10以上の保証金を付すものとします。

## 5. その他

- (1) 実施要領等に記載の基準等について、国並びに大阪府及び本市の基準等が変更となった場合等には、本実施要領に記載の内容を変更する場合があります。
- (2) 本業務の実施にあたっては、技術提案書に記載された管理技術者は特別な理由があると認められる場合を除き変更できません。
- (3) 無断に敷地内へは立ち入らないでください。また、個別に現地確認を行う場合は、近隣等へ迷惑（車の駐停車等）がかからないよう十分配慮をしてください。
- (4) 事務局は、優先交渉権者選定後、選定された事業者の提出案に拘束を受けないものとします。
- (5) 優先交渉権者は、本業務に関わる各種説明会、会議への参加協力及びこれに使用する資料・図面の作成等の業務を行うものとします。

以上